

みよし市ウェブサイト広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、みよし市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及びみよし市広告掲載基準に基づき、みよし市が公開及び管理するウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）への広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告（バナー広告とは、広告主の指定するウェブサイトにリンクする広告画像をいう。以下「広告」という。）とする。

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 市ウェブサイトに掲載する広告の規格及び掲載位置は、次のとおりとする。

- (1) 大きさは、縦60ピクセル、横120ピクセルとする。
- (2) ファイル形式は、G I F又はJ P E G形式とする。
- (3) データ容量は、10K B以下とする。
- (4) 広告の掲載枠数は12枠で、掲載位置は市ウェブサイトのトップページで市が指定した場所とし、掲載順はランダムとする。

2 次の表記、構造は使用しないこととする。

- (1) 動画、アニメーション、静止画像の切り替え（反転表示）等
- (2) 市ウェブサイトのコンテンツの一部として錯誤しやすいデザイン
- (3) 広告主、商品、サービスのいずれかを現す文字情報が全くないもの、又は確認・判別が困難なもの
- (4) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
- (5) アラートマーク
- (6) ラジオボタン
- (7) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (8) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(広告の掲載期間等)

第4条 広告の掲載は1月単位とする。ただし、複数月への広告掲載の申込みをする場合は、年度を超える月を指定することはできないものとする。

2 広告の掲載開始日は月の初日とし、掲載終了日は次月の初日までとする。ただし、広告の掲載開始日又は掲載終了日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から12月31日まで、1月2日、1月3日に当たるときは、その直後のみよし市役所開庁日を掲載開始日又は掲載終了日とする。

(広告料の額)

第5条 広告料の額は、1枠につき1月当たり10,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市ウェブサイト、市の広報紙等で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 市ウェブサイトへの広告掲載希望者（以下「申込者」という。）は、みよし市ウェブサイト広告掲載申込書（様式1。以下「申込書」という。）に広告の原稿等を添えて、希望する掲載開始日の6月前から1月前までに提出するものとする。

2 申込者は、広告1枠ごとに申込書を提出しなければならない。

(審査及び決定)

第8条 市長は、前条の申込みを受付後、1月以内に広告の内容等について審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の審査の結果、その内容が適当であると認められるものが広告掲載の募集数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

3 市長は広告掲載の可否を決定したときは、申込者に対し、みよし市ウェブサイト広告掲載決定通知書(様式2)により通知するものとする。

(承諾書の提出)

第9条 前条第3項の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、みよし市ウェブサイト広告掲載承諾書(様式3)を提出しなければならない。

(広告料の納付)

第10条 広告主は、市長が指定した期日までに広告料を納付しなければならない。

(広告の変更)

第11条 広告主は次の各号のいずれかに該当するときは、みよし市ウェブサイト広告掲載内容変更届(様式4。以下「変更届」という。)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 広告を差し替えるとき。

(2) リンク先ウェブサイトのアドレスを変更するとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、申込書又は添付書類の記載内容に変更があるとき。

2 市長は、前項の変更届が提出されたときは、その内容を審査し、みよし市ウェブサイト広告掲載内容変更決定通知書(様式5)により通知するものとする。

(免責)

第12条 市は、天災、故障等市の責めに帰さない理由により、広告の掲載をすることができなかった場合は、その責めを負わない。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、みよし市ウェブサイト広告掲載取下げ届(様式6)により市長に届け出なければならない。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、要綱第9条の規定により広告の掲載を取り消したときは、みよし市ウェブサイト広告掲載取消通知書(様式7)により通知するものとする。

(広告料の還付)

第15条 要綱第10条の規定により、広告料の還付を受けようとする広告主は、みよし市ウェブサイト広告掲載料還付請求書(様式8)により市長に請求するものとする。

2 前項の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した翌月以降の納付済額の総額とする。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。